

佐治ふるさと祭り事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、佐治ふるさと祭り事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、佐治ふるさと祭り事業の実施に要する経費を補助することにより、円滑な事業実施を図り、もって佐治地域の振興を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、佐治ふるさと祭りとする。

（補助対象者）

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する団体とする。

（補助対象経費）

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費（食糧費にかかる経費並びに本補助金以外の補助金及び協賛金等の特定財源を除く。）とする。

（補助金の算定等）

第6条 本補助金は、補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計という。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（概算払）

第8条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払いにより交付

できるものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第1号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、佐治町総合支所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月20日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業から適用する。